

**平成30年度
子育て事業のご案内**

問合せ先 市民保健課健康づくり係

(窓口⑤) ☎ 22217



◎産婦健康診査の実施

産婦健康診査費用を助成します。受診票は、母子健康手帳と一緒に渡しています。

実施時期

1回目

概ね出産後5日～21日以内

2回目

概ね出産後22日～56日以内

検査内容

問診及び診察、体重・血圧測定、尿検査、ころの健康チェック表など

◎産後ケア事業

お母さんやお子さんの心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができるよう支援を行います。

対象

退院後に体調や育児による不安を感じ、入院や通院による支援を必要とする5か月未満の赤ちゃんとお母さん

内容

医療機関に宿泊または通い、母子のケアや授乳指導、育児相談等が受けられます。

- 子育てに関する不安や困りごとを助産師や保健師などが相談にのり、お母さんが安心して育児に臨めるよう支援を行います。
- 対象** 概ね2か月から5か月までの赤ちゃんを育てていて、①初めての子育て②身近に相談できる人がいない③育児に不安がある、などで悩んでいるお母さん。
- 内容** お母さん同士の交流及び情報交換、個別相談、インフォントマッサージ（1ヶ月4回、年間3クール）

第1クール

1回目

4月26日（木）10時～11時30分

2回目

5月16日（水）13時30分～15時

3回目

5月30日（水）13時30分～15時

4回目

6月6日（水）10時～11時30分

- ※4月1日現在、自動車税検査証の所有者欄が原則としていること。
- 登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になつていて
- 登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になつていて
- 登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になつていて

軽自動車税等の対象

- 平成30年度より減免を申請する方（納税義務者）の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードと本人確認書類をご持参ください。

減免される

- 平成30年度より減免を申請する方（納税義務者）の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードと本人確認書類をご持参ください。

**平成30年度
軽自動車税等の
減免申請について**

身体の障害又は精神障害の方の日常生活において歩行が困難である方の通院、通学または生業のためにもっぱら使われる軽自動車（原付等2輪車含む）について一定の基準のもとに、軽自動車税が減免されます。

- ※軽自動車税の減免は毎年申請が必要ですのでご注意ください。
- ※申請者がある程度の障害の度合いに達していたとしても、本人が社会福祉施設や病院に入園（院）し、軽自動車を運転する方と生計を一にしていない場合には減免できません。

○平成30年度軽自動車税の減免申請の期間は5月15日（火）から5月31日（木）までです

平成28年度より減免を申請する方（納税義務者）の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードと本人確認書類をご持参ください。

○申請に必要な書類

- ・軽自動車税納税通知書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・車検証
- ・運転する人の運転免許証
- ・減免を申請する方（納税義務者）のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
- ・委任状（同居の親族以外の場合）

て本人名義であることが必要です。
なお、原則として障害者である本人が所有している軽自動車を本人が運転する場合にしか認められないので注意してください。（障害の度合いに応じては生計を一にする人も可となります）。

動車を本人が運転する場合にしか認められないので注意してください。（障害の度合いに応じては生計を一にする人も可となります）。

問合せ先 税務課市民税係

(窓口⑨) ☎ 22218

○軽自動車税

年の中で減免に該当した場合

下田財務事務所課税課
課税第二班 ☎ 242018

○自動車税、自動車取得税

車を新規で登録しようとする場合

沼津自動車検査登録事務所
課税第二班 ☎ 050-55540-2051

平成30年工業統計調査を実施します



平成30年工業統計調査を実施します

従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の

印鑑

※詳細については、各問合せ先までご相談ください。